

長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年 1 月 25 日

長崎県病院企業団監査委員 菊本 昭晴
同 今村 嘉昭

平成 29 年度実施監査結果

第 1 監査の概要

1 監査の対象

平成 28 年度長崎県病院企業団病院事業会計

本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、
奈留医療センター、富江病院、上五島病院、有川医療センター、
奈良尾医療センター、対馬病院、上対馬病院及び壱岐病院

2 監査実施日

予備監査 平成 29 年 7 月 6 日～平成 29 年 10 月 2 日

委員監査 平成 29 年 10 月 3 日～平成 29 年 11 月 9 日

3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 菊本 昭晴

同 今村 嘉昭

第2 監査の結果

1 意見

(1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事業管理及び事務執行に努める必要がある。

(2) 個別事項

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島における医師や看護師等の確保が困難であることや患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定、また、平成26年度には会計基準の見直しの影響もあり、5カ年度連続して経常収支での黒字を確保していたが、平成27年度において、著しい患者数減により、入院・外来収益が大きく減少し、企業団設立以来の経常収支赤字となり、平成28年度においては、入院患者数の持ち直しや1人1日当たりの診療単価の増により、医業収益は増収となったものの、医業費用において、対馬病院開院に伴う減価償却費の増などにより、医業収益の増を上回る医業費用の増があり、経常収支赤字がさらに拡大している。また、平成27年度、平成28年度、2年連続して純損失を計上したことにより、平成28年度末未処分利益剰余金が4,422,060千円となり、ピーク時の平成26年度末未処分利益剰余金8,682,894千円から2カ年で半減しており、病院の経営状況は一段と厳しいものとなっている。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るために

は、医療環境の変化に的確に対応するとともに、平成28年度に策定した「長崎県病院企業団第2次中期経営計画（平成29年度～平成32年度）」達成に向け、地域に必要な病床機能の検討や病病・病診連携、医療・介護連携の強化など、将来を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている“郷診郷創”「地域での受診が、地域を創る」の取り組みを行政と一体となって、より一層進めていく必要がある。

② 行政と協働した高齢者の特定健診の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、高齢者の病気の早期発見や穏やかに自立した老後生活の維持に寄与する高齢者の特定健診を行政と協働して強力に推進すべきである。

特定健診の継続した実施により、地域に信頼される医療機関となり、患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になり、郷診郷創の第一歩となっていくものと考えられる。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 121,024 千円で、前年度末に比し 10,975 千円減少（対前年度比 8.3% 減）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取り組みには、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るために、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取り組みを徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。特に休日、夜間の時間外診療においては、診療報酬を計算する事務職員が不在であるため、新たな未収金の発生とならないよう、一定金額を受診の際に預かる「医療費預かり金制度」の徹底を図る必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組みを強化する必要がある。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成27年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成29年央に70%以上になるとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、平成28年度は企業長の職務目標として60%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、平成28年度末の実績は数量ベースで59.2%（前年度数量ベース47.5%）となり目標を達成できなかった。

離島地域においては、安定供給の問題もあると考えるが、まだ、採用率が低調な病院もあることから、国の方針も踏まえ、各病院の「使用促進計画」の作成と、その達成に向けて、なお一層の取り組み強化を図る必要がある。

⑤ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が發揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。

特に離島においては、地域性が顕著であることから、一部、地域内で共通する物品等の契約事務については共同処理が行われているが、さらに委託契約等についても検討するなど、地域内での病院間の連携を深め、基幹病院の役割強化を図りながら、より経済性が発揮されるよう努める必要がある。

また、事務的な誤りが、なかなか改善されない状況にある。適正な契約事務がなされるよう、具体的な処理方法を周知するとともに、マニュアルに沿った手続きの徹底やチェック体制の強化を図る必要がある。併せて、基幹病院が中心となり、契約事務の研修を行うなど、事務職員のスキルアップを図る必要がある。

2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図られたい。

【精神医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して減少している。

未収金の回収については、電話連絡、督促を定期的に実施されているが、今後とも新規発生を抑制し、未収金の回収に努めること。

【島原病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して増加している。電話連絡、督促、家庭訪問を定期的に実施されているが、今後とも新規発生を抑制し、未収金の回収に努めること。

【五島中央病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して増加している。

時間外診療における医療費預かり金制度の徹底等、未収金の新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努力すること。

2. 契約事務について

施行側、契約側について取扱者の押印漏れがあった。また、個人情報を扱う委託契約について、個人情報取扱特記事項が付属されていなかった。個人情報に関する誓約書（独自様式）が作成されていたが、罰則規程などが明記されておらず、内容として不十分である。その他、契約書の訂正を行う際の訂正方法が不適切である。

適正に処理すること。

3. 出納関係について

小切手本券に会計名「五島中央病院事業会計」の記載がなかった。また、小切手に記載された日付と実際の支出日が一致しないものがあった。

適正に処理すること。

【五島中央病院附属診療所奈留医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度と比較して、やや減少している。

今後とも、未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努めること。

2. 契約事務について

債務負担行為が設定されていないものや設定金額が不足しているものがあった。また、予定価格調書について、封書がされておらず、金額が予定額を上回っているものが見受けられた。その他にも、落札通知から7日以内に契約締結をしていないものなどがあった。

適正に処理すること。

3. 出納関係について

小切手本券に会計名「奈留医療センター病院事業会計」の記載がなかった。

適正に処理すること。

【富江病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較してやや増加している。

今後とも、未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど未収金の回収に努めること。

2. 支出事務について

業者から受領した請求書について、請求書の日付と受付日、履行確認の日付に不整合があった。また、契約書上で翌月請求と明記されているものについて、当月半ばに請求されているものがあった。その他、昨年に引き続き請求書と伝票との間に税額の不整合が見られた。

適正に処理すること。

3. 医薬品について

薬価改定時に商品評価損を計上する品目がないか確認が行われていなかった。

適正に処理すること。

4. 契約事務について

施行伺がないもの、施行伺に予算額の記入がないものなどがあった。予定価格調書については、予定価格と見積比較価格を記載する欄が設けられていたが、片方しか記載されていないものがあった。また、随意契約において、根拠条文の誤り、1者の随意契約でその理由を明確にしていないものも見受けられた。その他、見積執行通知書が作成されていないもの、徵取した見積書の日付が不適切なもの、契約伺に記載されていた金額と契約金額の不一致など、誤りが散見された。

適正に処理すること。

5. 出納事務について

小切手本券に会計名「富江病院事業会計」の記載がなかった。

適正に処理すること。

【上五島病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度と比較すると減少している。

未収金の回収には努力されているが、引き続き、新規発生の未収金の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少を図ること。

2. 契約事務について

予定価格調書が、購入伺決裁日以前の日付になっているものがあった。

また、支払遅延の条項がない契約があった。

適正に処理すること。

3. 出納事務について

小切手本券に会計名「上五島病院事業会計」の記載がなかった。

適正に処理すること。

【上五島病院附属診療所有川医療センター】

1. 契約事務について

収入印紙の貼付がない契約や、支払遅延の条項がない契約があった。
適正に処理すること。

2. 出納事務について

小切手本券に会計名「有川医療センター病院事業会計」の記載がなかった。

適正に処理すること。

【上五島病院附属診療所奈良尾医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度と同額である。

未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、家庭訪問などにより未収金の減少を図ること。

2. 契約事務について

年間の契約額が100万円を超えていてもかかわらず、予定価格調書が作成されていないもの、予定価格調書の日付が見積書提出日以後の日付になっているもの、見積執行通知書がなかったもの、固定資産の購入において、売買契約締結日が落札決定の日から7日以内になっていたいものがあった。また、支払遅延の条項がない契約があった。

適正に処理すること。

【対馬病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較すると減少している。未収金の回収については、病院一丸となって大変努力されている。今後もこの体制を維持され、時間外診療における医療費預かり金制度の徹底等、未収金の新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少に努めること。

2. 会計処理の誤りについて

平成27年度の中対馬病院解体工事における管理委託料の処理につ

いて、本来は工事費及び設計委託料の処理と同様に27年度取得資産として計上すべきであったが、請求書の処理遅延により28年度に特別損失として処理している。

適正に処理すること。

3. 契約事務について

委託契約にかかる仕様書が、施行同時の参考書類として添付されていなかった。また仕様書の作成をしていないものも見受けられた。

見積執行通知書において、見積書の宛名を病院長名で記載するよう明記しているにも関わらず、病院名宛とされている見積書をそのまま受領しているケースが散見された。

契約書について、契約時に添付されていた契約書案に記載のない条文が正式な契約書に記載されているもの、遅延利息の条項がないもの、収入印紙の貼付がないものなどが見受けられた。また、契約書の条文を削除する際の方法が不適切である。

納期限を過ぎて納品された医療機器があった。また、納期限の変更契約の締結について、納期延長申込書の提出がなされていない。

事後審査型一般競争入札において、落札候補者は落札決定の翌日から起算して3日以内に資格審査申請書を提出しなければならないが、期限を超過していた。

適正に処理すること。

【上対馬病院】

1. 未収金について

平成27年度まで過年度未収金が発生していなかったが、平成28年度は過年度未収金が発生している。新規発生の抑制に努め、回収に努めること。

2. 契約事務について

予定価格算出において、根拠なく割引率を掛けているものがあった。

契約書について、遅延利息の条項がないものや適用利率が誤っているものがあった。また、追認条項が記載されたものが見受けられた。

個人情報特記事項について、本部が示した様式を使用していないため、罰則の規定などが明記されていないものがあった。

見積決定日から 7 日を超えて契約締結しているものがあった。

適正に処理すること。

3. 出納事務について

小切手本券に会計名「上対馬病院事業会計」の記載がなかった。

適正に処理すること。

【壱岐病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度末と比較して増加している。

今後とも、引き続き新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少に努めること。

2. 契約事務について

物品購入にかかる契約について、検査調書に記載されている検査年月日と実際の検査日が一致していないものがあった。

修繕工事の見積書の日付が請書の日付より後になっていた。

委託契約において、予定価格が予算額を上回るものがあった。

適正に処理すること。

3. 出納事務について

小切手振出済通知書について、渡し先氏名を金融機関名とすべきところが病院の企業出納員名となっていた。

現金受取、銀行振込に関わらず、小切手の支払先が一律で企業出納員宛となっていた。

適正に処理すること。

3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

- ・精神医療センター 0 件
- ・島原病院 1 件
- ・五島中央病院 0 件
- ・奈留医療センター 0 件

- ・富江病院 4件
- ・上五島病院 1件
- ・有川医療センター 0件
- ・奈良尾医療センター 0件
- ・対馬病院 1件
- ・上対馬病院 1件
- ・壱岐病院 0件

第3 長崎県病院企業団基金運用状況

1 監査の対象

平成28年度長崎県の離島医療を担う人材育成基金

2 基金運用の概要

この基金は、離島医療に従事する人材の確保・育成事業等による高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、設置されたものである。

3 意見

設置目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

4 指摘事項等

- ・特になし

